様式第7号の1（第9条関係）

令和　　年　　月　　日

雲南市・飯南町事務組合
管 理 者 様

（申請者）
住　所

氏　名　　㊞

電話番号

有線テレビジョン放送施設使用申請書

雲南市・飯南町事務組合有線テレビジョン放送施設の設置及び管理に関する規則第9条の規定により、雲南市・飯南町事務組合有線テレビジョン放送施設を使用したいので申請します。

記

1　使用の区分　　・　文字放送

2　放送の区分　　・　行政放送　　・民間放送

3　放送の内容　　「　　」

4　使用を希望する期間　　令和　　年　　月　　日　　曜日　から

令和　　年　　月　　日　　曜日　まで

5　放送画面制作委託の有無　　・有　　・無

6　放送区域　　・雲南市エリア　　・飯南町エリア

使用料	放送料（1放送区域につき）	雲南市	区域内：5,140円/週	区域外：17,400円/週
		飯南町	区域内：2,050円/週	区域外：17,400円/週
	画面制作料		3,080円（1画面につき）	

【事務組合処理欄】

放送料			画面制作料	合 計	免 除
放送区域	期 間	計			
雲南市	週	円	円	円	有 ・ 無
飯南町	週	円	円		

No.	受付	納付書	領収	部長	課長	主幹	画面制作	放送処理	調定
	／	／	／	／	／	／	／	／	／

有線テレビジョン放送施設利用（文字放送）確認事項

雲南市・飯南町事務組合（雲南夢ネット）が運用する有線テレビジョン放送施設を使用した自主放送チャンネルでの文字放送（行政文字放送及び民間文字放送）を配信（放映）することについて下記の内容を了承のうえ申請します。

記

（放送期間）

1．放送期間については、自主放送チャンネルの番組編成に従い調整する場合があります。
2．放送時帯は組合番組編成の時間帯となります。
3．放送を希望する日の5営業日前までに申請を受理したもに限ります。

（文字放送画面作成について）

1．画面サイズは組合指定の画面サイズとなります。
2．１申込に対し1画面の作成となります。
3．画面内容については、民放連及び組合番組放送基準に準じて作成します。
4．提供する写真・ロゴマーク等著作物の画面使用については申請者が許諾を受けるものとします。
5．組合が制作した画面の使用権（著作権）は組合の所有となります。
6．組合が作成した画面を別途用途に2次使用する場合は組合に申請が必要となります。

（放送画面の修正）

1．画面が完成し申請者が確認了承した後での画面修正は別途有料となる場合があります。ただし、組合に非がある場合はその限りではありません。
2．画面修正した場合において放送期間を変更する場合があります。
3．放送中の画面修正はできません。ただし、組合に非がある場合、又は組合が軽微の修正と判断したときは、その限りではありません。
4．放送中および放送終了後に画面修正を依頼した場合は画面制作（修正）費が発生します。ただし、組合に非がある場合はその限りではありません。
5．申請者が作成した画面を組合で修正する場合は画面制作（修正）費が必要となります。

（その他）

1．施設使用料および画面制作費等は組合が発行する納付期限内にお支払ください。
2．組合作成画面データの保存期間は放送終了後3年とします。

上記事項を確認し了承しました。

令和　　年　　月　　日

申請者（窓口申請者）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印＿＿＿＿